令和６年２月 回答分

手紙の概要	回　答
狼川６－２号雨水整備工事の本復旧をすると連絡がありましたが、仮復旧をしている今の状態で、安全上に問題があるようには見えません。予算や道路管理者の指示ではなく、現場状況を確認した上で、本復旧工事をするかどうかの判断をするようにできないのでしょうか。	道路占用工事等により道路を掘削した後に舗装を復旧する工事については、従前の舗装厚で復旧を直ちに行った場合、通行する車両の重さで路盤が締め固められ、地盤沈下が起こり、舗装が変状し、ひび割れや陥没が発生することがあります。 このため、先に薄い舗装厚で仮復旧を行い路盤が締め固まる期間を設け、その後、従前の舗装厚で本復旧を行うことにより、本来の道路機能を復旧することは誰もが安全で安心して道路を利用いただき、未然に事故を防ぐ観点からも、道路法第３２条に基づく占用工事の要件となっています。 ご指摘のとおり、道路状況によっては、仮復旧状態で安全であると確認できる場合もありますが、過去において水道やガスの個人宅への取出し管で仮復旧の状態のままだったために道路が陥没し、事故につながったケースが幾度とありました。 以上のことから、本復旧工事の実施については、自然転圧期間が経過した後、舗装にひび割れや陥没等が生じていない状態であっても、本来の道路機能に戻すため、速やかに本復旧するよう、期間を設けて道路占用者に指導しておりますので、御理解をお願いします。 【建設部　河川課】
保育園の入園が決まったものの、保育料が高くて驚きました。時短勤務だと育児休暇を取得する前よりもお給料が下がってしまいますが、税金は下がらないので、生活が苦しくなります。子どもの将来のためにも働く必要があり、働けば働くほど保育料が上がってしまうのは本当につらいです。 新しい取り組みも始まり、草津市は他の市よりも子育てしやすい環境だとは思いますが、保育料を少し安くしてほしいと思います。	保育料は、保育園等に通うお子さまに適切な教育・保育を受けていただくために、保育園等の運営に必要な人件費、事業費、管理費等の一部を御負担いただいています。 保育料の金額の設定は、子ども・子育て支援法第２７条第３項第２号に「政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と規定されており、所得に応じた応能負担とすることを前提としています。 本市の保育料の金額は、国の政令に定められた基準の範囲内で利用者世帯の所得に応じた額で決定しており、保護者負担軽減の観点から政令で定める額より低く設定しています。また、物価の上昇や人件費等が高騰している中、本市の保育料は平成１９年度の改定以降、値上げをせず据え置いています。現時点においては、保育料の金額の見直しは考えていませんが、「草津市子育て６つの楽だ」を昨年の９月からスタートしましたように、国の動向や他市の事例も参考にしながら、今後も子育て施策の充実に努めますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部　幼児課】